

## 第 752 回 通関協議会（本関地区）

1. 日時 令和4年4月5日（火）14時より
2. 場所 日本関税協会 横浜支部 事務室（オンライン実施）
3. 議題等（説明者）
  - (1) ロシア連邦等に対する輸出の禁止措置に伴う税関の対応について  
（業務部 通関総括1部門 浦本 統括審査官）
  - (2) ロシア連邦に対する奢侈品の輸出の禁止措置に伴う税関の対応について  
（業務部 通関総括1部門 浦本 統括審査官）
  - (3) 日インド協定附属書2一部改正  
（業務部 阿部 原産地調査官）
  - (4) 通い容器に関する免税手続の簡素化対象拡大について  
（業務部 小嶋 次長）
4. 連絡事項等
  - (1) 日本関税協会横浜支部 時局講演会の開催について
  - (2) 次回の通関協議会について

関係者 各位

ロシア連邦等に対する輸出の禁止措置に伴う税関の対応について

日頃から税関行政に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

ウクライナをめぐる現下の情勢に鑑み、2月26日に「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）関係者並びにロシア連邦の特定銀行に対する資産凍結等の措置、両「共和国」（自称）との間の輸出入の禁止措置、ロシア連邦の政府その他政府機関等による新規の証券の発行・流通等の禁止措置、特定銀行による我が国における証券の発行等の禁止措置並びに国際輸出管理レジームの対象品目のロシア連邦向け輸出の禁止等に関する措置について、3月1日に「ロシア連邦関係者及びロシア連邦の特定銀行に対する資産凍結等の措置等について」、3月3日に「ロシア連邦、ベラルーシ共和国並びに「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）の関係者等に対する資産凍結等の措置等について」、3月8日に「ロシア連邦及びベラルーシ共和国の関係者等に対する資産凍結等の措置等について」が閣議了解されました。

これを受けて、ロシア連邦、ベラルーシ共和国並びに「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）に対する輸出の禁止措置を実施するため、輸出貿易管理令の一部を改正する政令（令和4年政令第59号）等が3月18日から施行されます。

税関においては、経済産業省貿易経済協力局長からの通知を踏まえ、本輸出禁止措置の実行を確保するため、関税局長通達（令和4年3月15日財関第153号：下記アドレスご参照）に基づき対応しますので、関係者の皆さまにおかれましては、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

あわせて、本輸出禁止措置に関する政令につきましては、上記関税局長通達の添付書類を、省令・告示・通達につきましては、経済産業省ホームページ（下記アドレスご参照）をご確認ください。

（掲載）

○税関ホームページ

令和4年3月15日財関第153号

<https://www.customs.go.jp/kaisei/zeikantsutatsu/kobetsu/TU-R04z0153.pdf>

○経済産業省ホームページ

ウクライナ情勢に関する外国為替及び外国貿易法に基づく措置を実施（措置の対象となる貨物及び役務取引等について）

<https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220315007/20220315007.html>

**【問い合わせ先】**

○このお知らせについて

（業務部通関総括第1部門）

電話：045-212-6150

○他法令確認について

（業務部通関総括第3部門）

電話：045-212-6153

関係者 各位

ロシア連邦に対する奢侈品の輸出の禁止措置に伴う税関の対応について

日頃から税関行政に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

ウクライナをめぐる現下の情勢に鑑み、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）により、ロシア連邦に対する奢侈品の輸出禁止措置を実施することが決定され、3月25日に「ロシア連邦関係者に対する資産凍結等の措置等について」が閣議了解されました。

これを受けて、ロシア連邦に対する奢侈品の輸出の禁止措置を実施するため、輸出貿易管理令の一部を改正する政令（令和4年政令第122号）等が4月5日から施行されます。

税関においては、経済産業省貿易経済協力局長からの通知及び国際局長からの通知を踏まえ、本輸出禁止措置の実効性の確保するため、関税局長通達（令和4年3月29日財関第211号：下記アドレスご参照）に基づき対応しますので、関係者の皆さまにおかれましては、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

あわせて、本輸出禁止措置に関する政令につきましては、上記関税局長通達の添付書類を、省令・通達につきましては、経済産業省ホームページ（下記アドレスご参照）をご確認ください。

（掲載）

○税関ホームページ

令和4年3月29日財関第211号

<https://www.customs.go.jp/kaisei/zeikantsutatsu/kobetsu/TU-R04z211.pdf>

○経済産業省ホームページ

対ロシア等制裁関連

[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/01\\_seido/04\\_seisai/crimea.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/crimea.html)

【問い合わせ先】

○このお知らせについて

（業務部通関総括第1部門）

電話：045-212-6150

○他法令確認について

（業務部通関総括第3部門）

電話：045-212-6153

[原産地規則とは](#)
[協定・法令等](#)
[原産地証明手続](#)
[事前教示](#)
[事後確認](#)

現在位置：原産地ポータル&gt;協定・法令等&gt;日インド包括的経済連携協定の品目別規則の一部改正について

## 日インド包括的経済連携協定の品目別規則の一部改正について

2022年3月23日

2022年4月4日から、日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定（以下「日インド CEPA」という。）第3章附属書2（品目別規則）の一部が以下のとおり改正されますので、お知らせします。

### 現行

第3類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物

03.01-03.07	締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。
-------------	--

### 改正後

第3類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物

0301.10-0304.92	締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。
0304.99	第0304.99号の産品への他の類の材料からの変更
0305.10-0307.99	締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。

注：上記を除く、協定本文及び附属書については従前と変わらない。

なお、本改正においては、改正前の品目別規則に基づきインドの当局が発給した原産地証明書についても、改正後の規則を満たすことが明らかなため、有効期間内（発給から1年間）は輸入通関時に有効なものと認めます。

（参考）日インド包括的経済連携協定実施取極の改正及び附属書2の改正【外務省 HP】

<https://www.mofa.go.jp/.....>（外務省 HP リンク）

## 通い容器に関する免税手続の簡素化の対象の拡大について

関税定率法施行令及び同法基本通達の改正により、4月1日より通い容器に関する免税手続の簡素化の対象が拡大されております。

通い容器を輸入しようとするAEO輸入者又は輸出しようとするAEO輸出者に対しまして、下記の内容をお伝えいただきますようご協力をお願いいたします。

なお、ご説明に際しましては、関連資料をご活用いただければと思います。

### 記

再輸入免税（関税定率法第14条第11号）及び再輸出免税（同法第17条第1項第2号及び第3号）の適用を受ける通い容器について、AEO輸出入者（輸出入双方のAEOの承認を受けている者）が特例申告を利用した場合に免税手続の簡素化が可能となっていました。次のとおり対象範囲が拡大されます。

- ▶ 輸入申告の際の輸入者及び輸出申告の際の輸出者がそれぞれAEO輸入者及びAEO輸出者の承認を受けている場合も簡素化の対象範囲になります。
- ▶ また、特例申告を利用した貨物に限定することなく、通常の輸入申告貨物も対象となります。

なお、AEO輸出者とAEO輸入者が異なる場合が想定されますが、当該制度を利用する場合には、AEO輸入者が輸入状況だけでなく輸出入状況の自主管理を行う必要があります。

本件について疑問点や不明点がありましたら、業務部通関総括第3部門へお問合せ願います。

以上

改 正 案	現 行
<p>（再輸入免稅貨物の輸入の手續）</p> <p>第十六条 法第十四条第十号、第十一号又は第十四号（無条件免稅）の規定により關稅の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする貨物の輸入申告（特例申告貨物にあつては、特例申告）の際に、当該貨物の輸出の許可書（特例申告貨物にあつては、輸出の許可書及び輸入の許可書）又はこれに代わる税關の證明書を税關長に提出しなければならない。ただし、当該貨物がこれらの規定に該当することが他の資料に基づき明らかであるとき、又は当該貨物（同条第十一号の規定により關稅の免除を受けようとする前条第二号に掲げる容器に限る。）が特定輸出者（<u>關稅法第六十七条の三第一項第一号（輸出申告の特例）の承認を受けた者をいう。以下同じ。</u>）によつて輸出されたものであつて、<u>特例輸入者（關稅法第七条の二第一項（申告の特例）の承認を受けた者をいう。以下同じ。）</u>によつて輸入されるものであるときは、この限りでない。</p> <p>2・3 （省 略）</p>	<p>（再輸入免稅貨物の輸入の手續）</p> <p>第十六条 法第十四条第十号、第十一号又は第十四号（無条件免稅）の規定により關稅の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする貨物の輸入申告（特例申告貨物にあつては、特例申告）の際に、当該貨物の輸出の許可書（特例申告貨物にあつては、輸出の許可書及び輸入の許可書）又はこれに代わる税關の證明書を税關長に提出しなければならない。ただし、当該貨物がこれらの規定に該当することが他の資料に基づき明らかであるとき、又は当該貨物（同条第十一号の規定により關稅の免除を受けようとする前条第二号に掲げる容器に限る。）が<u>特例輸出入者（關稅法第七条の二第一項（申告の特例）の承認及び同法第六十七条の三第一項第一号（輸出申告の特例）の承認の双方の承認を受けた者をいう。以下同じ。）</u>によつて輸出されたものであつて、<u>当該特例輸出入者の特例申告貨物</u>であるときは、この限りでない。</p> <p>2・3 同 上</p>

(再輸出貨物の免税の手續)

第三十四条 (省 略)

2 (省 略)

3 前二項の規定は、法第十七条第一項第二号又は第三号の規定により関税の免除を受けようとする貨物(第三十二条第一号又は第三十二条第二号に掲げる容器に限る。)が特例輸入者によつて輸入されるものであつて、特定輸出者によつて輸出されるものときは適用しない。

(再輸出免税貨物の輸出の手續)

第三十九条 (省 略)

2 (省 略)

3 前二項の規定は、法第十七条第一項第二号又は第三号の規定により関税の免除を受けた貨物(第三十二条第一号又は第三十二条第二号に掲げる容器に限る。次項ただし書において同じ。)が特例輸入者によつて輸入されたものであつて、特定輸出者によつて輸出されるものであるときは、適用しない。

(再輸出貨物の免税の手續)

第三十四条 同上

2 同上

3 前二項の規定は、法第十七条第一項第二号又は第三号の規定により関税の免除を受けようとする貨物(第三十二条第一号又は第三十二条第二号に掲げる容器に限る。)が特例輸入者の特例申告貨物であるときは、適用しない。

(再輸出免税貨物の輸出の手續)

第三十九条 同上

2 同上

3 前二項の規定は、法第十七条第一項第二号又は第三号の規定により関税の免除を受けた貨物(第三十二条第一号又は第三十二条第二号に掲げる容器に限る。次項において同じ。)が特例輸入者の特例申告貨物であるときは、適用しない。



4 法第十七条第三項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、第二項の規定による交付がされた日（前項の規定により第二項の規定が適用されない場合にあつては、輸出された同項の貨物（以下この項において「再輸出貨物」という。）の輸出の許可の日）から一月以内に、再輸出貨物の輸入を許可した税関長に提出するとともに、前項の規定により第二項の規定が適用されない場合を除き、その届出に際し、同項の規定により交付された輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書を提出しなければならぬ。ただし、税関長は、再輸出貨物（同条第一項第二号又は第三号の規定により関税の免除を受けた貨物に限る。）が特例輸入者によつて輸入されたものであつて、特定輸出者によつて輸出されたものであるときは、次に掲げる事項のうち必要がないと認めるものの当該届出書への記載を省略させることができる。

一、三（省 略）

4 法第十七条第三項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、第二項の規定による交付がされた日（前項の規定により第二項の規定が適用されない場合にあつては、輸出された同項の貨物（以下この項において「再輸出貨物」という。）の輸出の許可の日）から一月以内に、再輸出貨物の輸入を許可した税関長に提出するとともに、前項の規定により第二項の規定が適用されない場合を除き、その届出に際し、同項の規定により交付された輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書を提出しなければならぬ。ただし、税関長は、再輸出貨物（同条第一項第二号又は第三号の規定により関税の免除を受けた貨物に限る。）が特例輸入者の特例申告貨物であるときは、次に掲げる事項のうち必要がないと認めるものの当該届出書への記載を省略させることができる。

一、三 同 上

## 新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 9 節 無条件免税</p> <p>（再輸入する容器の無条件免税）</p> <p>14-16 法第14条第11号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)~(6) （省略）</p> <p>(7) 本号の適用を受けようとする容器の輸出申告に当たっては、輸出申告書の「個数、記号、番号」欄に、当該容器の規格、材質その他再輸入時における同一性の確認のため必要な事項を記載させる。ただし、これらの記載事項が確認できる資料（容器の見本を含む。）が、あらかじめ若しくは当該輸出申告の際に提出された場合又は当該容器が通い容器であって<u>特定輸出者によって輸出されたものであって、特例輸入者によって輸入されるものであり、輸出入状況を当該特例輸入者が自主管理している場合には、記載を省略させて差し支えない。</u></p> <p>(8) （省略）</p> <p>(9) 同一性確認のための資料の提出等 前記(8)イに係る同一性確認のための資料は、通い容器の輸出入申告を行う税関官署（以下この号において「通関官署」という。）に2部提出させ、受理した通関官署は「受理番号（例えば、1 A-2013-0001（東京本関一受理番号を付した暦年一通し番号））」を付し、一部を提出者に交付する。なお、通関官署が複数予定されている場合には、いずれかの通関官署に提出するものとし、受理した通関官署が資料の写し（PDF等）を自税関の本関を経由して他の通関官署に送付するものとする。 また、輸入（納税）申告書（特例申告貨物にあっては、輸入許可書）の記事欄に輸入しようとする通い容器が通関官署に同一性確認のための資料を提出しているものである旨（例えば、「KAYOI」等）を記載させることとし、同一性を確認する際の参考とする。 ただし、当該通い容器が<u>特定輸出者によって輸出されたものであって、特例輸入者によって輸入されるものであり、輸出入状況を当該特例輸入者が自主管理している場合には、必要に応じて税関がその管理状況を確認することとし、同一性確認のための資料の提出を省略して差し支えない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 9 節 無条件免税</p> <p>（再輸入する容器の無条件免税）</p> <p>14-16 法第14条第11号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)~(6) （同左）</p> <p>(7) 本号の適用を受けようとする容器の輸出申告に当たっては、輸出申告書の「個数、記号、番号」欄に、当該容器の規格、材質その他再輸入時における同一性の確認のため必要な事項を記載させる。ただし、これらの記載事項が確認できる資料（容器の見本を含む。）が、あらかじめ若しくは当該輸出申告の際に提出された場合又は当該容器が通い容器であって<u>令第16条第1項に規定する特例輸出入者の特例申告貨物であるときには、記載を省略させて差し支えない。</u></p> <p>(8) （同左）</p> <p>(9) 同一性確認のための資料の提出等 前記(8)イに係る同一性確認のための資料は、通い容器の輸出入申告を行う税関官署（以下この号において「通関官署」という。）に2部提出させ、受理した通関官署は「受理番号（例えば、1 A-2013-0001（東京本関一受理番号を付した暦年一通し番号））」を付し、一部を提出者に交付する。なお、通関官署が複数予定されている場合には、いずれかの通関官署に提出するものとし、受理した通関官署が資料の写し（PDF等）を自税関の本関を経由して他の通関官署に送付するものとする。 また、輸入（納税）申告書（特例申告貨物にあっては、輸入許可書）の記事欄に輸入しようとする通い容器が通関官署に同一性確認のための資料を提出しているものである旨（例えば、「KAYOI」等）を記載させることとし、同一性を確認する際の参考とする。 ただし、当該通い容器が<u>令第16条第1項に規定する特例輸出入者の特例申告貨物であって、輸出入状況を当該特例輸出入者が自主管理している場合には、必要に応じて税関がその管理状況を確認することとし、同一性確認のための資料の提出を省略して差し支えない。</u></p>

## 新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(10) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第14節 再輸出免税</p> <p>(再輸出免税貨物の輸出の届出の手続)</p> <p>17-7 令第39条第4項に規定する届出書の取扱いについては、次による。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 令第39条第4項第3号に掲げる「第二項の規定による交付がされた年月日」については、同項ただし書の規定により、届出書への記載を省略することができる。なお、届出書への記載を省略することができる場合において、同項各号に掲げる全ての記載事項について、前記14—16(9)に準じ、輸出入状況を<u>特例輸入者</u>が自主管理している場合には、必要に応じて税関がその管理状況を確認することとし、届出書の作成を省略して差し支えないものとする。</p>	<p>(10) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第14 節 再輸出免税</p> <p>(再輸出免税貨物の輸出の届出の手続)</p> <p>17-7 令第39条第4項に規定する届出書の取扱いについては、次による。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 令第39条第4項第3号に掲げる「第二項の規定による交付がされた年月日」については、同項ただし書の規定により、届出書への記載を省略することができる。なお、届出書への記載を省略することができる場合において、同項各号に掲げる全ての記載事項について、前記14—16(9)に準じ、輸出入状況を<u>特例輸出入者</u>が自主管理している場合には、必要に応じて税関がその管理状況を確認することとし、届出書の作成を省略して差し支えないものとする。</p>

# 通い容器に関する免税手続の簡素化



Authorized  
Economic  
Operator  
Program

## 1. 免税手続の簡素化の対象となる通い容器

☆ 次の①及び②の両方の条件を満たす通い容器

- ① 輸入者がAEO輸入者かつ輸出者がAEO輸出者であること
- ② AEO輸入者が通い容器の輸出入状況を自主管理

※ 通い容器: 関税定率法施行令第15条第2号、第32条第1号及び第33条第2号に規定するリターナブルパレット等の輸出入貨物の運送のために反復して使用される容器

## 2. 免税手続の簡素化の内容

☆ 日本から輸出した通い容器を再輸入する場合(関税定率法第14条第11号関連)

- ① 輸出時における次の手続が全て不要
  - ・ 帳簿等の関係資料の事前提出
  - ・ 輸出申告書への材質等の記載
- ② 再輸入時における次の手続が不要
  - ・ 輸出許可書等の提示

☆ 外国から輸入した通い容器を再輸出する場合(関税定率法第17条第1項第2号及び第3号関連)

- ① 輸入時における次の手続が全て不要
  - ・ 「再輸出貨物減免税明細書」の提出
  - ・ (特例申告制度を利用する場合) 引取申告書への免税を受けようとする旨の記載
- ② 再輸出時における次の手続が不要
  - ・ 輸入許可書等の提出及び「再輸出減免税貨物の輸出の届出書」の提出

## 3. 実施日

☆ 令和4年4月1日(金)

※ 同日から対象が拡大され、輸出入双方のAEO承認を受けている同一の者である必要はなく、特例申告制度を利用する場合に限定されません。

「関税減免税条項符号コード」や「内国消費税等減免税コード」を新設等しておりますので、免税手続の簡素化を利用する際、ご確認の上、入力をお願いします。詳しくはNACCS掲示板をご確認ください。

## 通い容器に関する免税手続の簡素化 (Q & A)

Q. AEO輸入者による通い容器の輸出入状況の自主管理の方法を教えてください。

A. AEO輸入者による自主管理は、AEO輸入者が自身の取り扱う通い容器の種類等の実情に応じて行うこととなります。例えば、免税又は課税の別、一定期間内に輸出すること等を適切に管理できる方法が考えられます。

具体的な方法については、AEO輸入者に委ねられていますが、AEO輸入者が取り扱う通い容器と社内管理体制に応じた自主管理に関して不明な点があれば、各税関AEO担当部門にご相談ください。

(注) 輸出入状況の自主管理は、AEO輸入者が行うこととしております。これは、免税の恩恵を受ける者であり、また、用途外使用等があった場合に納付手続を行う者でもあることから、輸出入状況の一貫した管理をAEO輸入者が行うことが適当との考えによります。